

**SCB**SHINKIN  
CENTRAL  
BANK内外経済・金融動向  
No. 2021-5

(2021. 9. 14)



信金中央金庫

SCB 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7  
TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048  
URL <https://www.scbri.jp>

## コロナ禍での副業活用による収入増加の可能性

～テレワークと組み合わせれば、多くの業種がコロナ前の所得水準を上回る～

### 視点

副業に対する注目度が高まっている。コロナの影響もあって、これまで導入に否定的だった企業でも副業解禁に前向きな動きが出てきている。本稿では、コロナ禍で本業の所得が伸びない中、副業とテレワークをうまく組み合わせることで、通勤時間を含めた総労働時間を維持したまま、所得をどれくらい増やすことができるか、業種の組み合わせごとに試算してみた。

### 要旨

- 副業者数は過去数十年間、減少傾向にあった。増加を続けてきた追加就業希望者数を加えても、決して水準が高いとは言えず、有業者数に占める割合も1割程度にしかならない。
- 副業者数の変化を業種別にみると、農業を副業に選ぶ労働者数が大幅に減少している。一方、サービス業を副業に選ぶ労働者の数は増えてきており、副業の新たな受け皿となってきた。
- 他方、本業の業種ごとにみた副業者比率の差は雇用形態の違いが大きく影響している。本業における正規社員比率が低い業種ほど副業者比率が高まる傾向にあり、相対的に所得水準の低い非正規社員が本業の所得を補うために副業を取り入れてきたとみられる。
- 社内制度上、副業が認められていないことが正規社員の副業開始を妨げている面もある。企業は、制度設計の未整備とそれに伴う社員の負担増を懸念し慎重になっている。
- ただ、副業者数減少の流れは19年を境に変化してきた。要因の一つとして、政府による副業への積極的な後押しがあり、18年にはモデル就業規則が改訂され副業・兼業の原則禁止の規定が削除された。また、コロナ禍の残業代減少の影響もある。対面型サービス業を中心に残業代は大きく減少しており、それを補うために新たに副業を始める人が増えている。
- コロナの長期化によって、一度削減された残業代が以前の水準に戻ってこない可能性もある。もっとも、残業代が減少すれば同時に残業時間も減るため、労働者が自由に使える時間はコロナ前より増えているはずである。またこの間、在宅でのテレワークが急速に普及し、通勤時間が大幅に削減されたこともあり、自由な時間はさらに増えているとみられる。
- そこで、本業が出勤と在宅テレワークの組み合わせ、副業を在宅テレワークのみで行うと想定し、コロナ前の残業時間と通勤時間を含めた総労働時間を変化させずに、副業収入がどれくらい得られるかを試算すると、全体平均で月1.5万円増え、多くの業種においてコロナ前の所得水準を上回ることが分かった。副業は本業を続けながら所得を増やせる安心感があるほか、テレワークも活用すれば地方企業や中小企業の人材確保にも繋がる。政府と企業にはより一層の環境整備が、労働者側にも新しい働き方に順応していくことが求められる。

**キーワード** 副業、テレワーク、コロナ、残業、通勤時間

目次

1. 減少が続いてきた副業者数
  - (1) 副業者数と追加就業希望者数の推移
  - (2) 副業者数の減少理由
2. 足元で急速に進む副業の活用
  - (1) 政府による副業推進の流れ
  - (2) コロナ禍による残業代の減少
3. 副業とテレワークを組み合わせた働き方
  - (1) 残業代と残業時間の関係
  - (2) 「副業×テレワーク」による副業収入の試算
  - (3) 求められる環境整備と労働者の順応

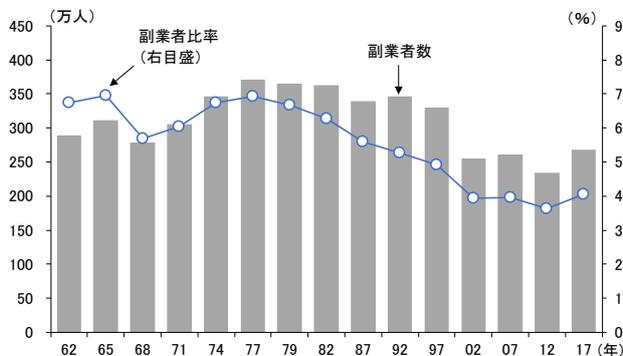
**1. 減少が続いてきた副業者数**

**(1) 副業者数と追加就業希望者数の推移**

本業とは別に副業を持つ労働者の数(副業者数)は過去数十年間、減少傾向にあった。総務省の就業構造基本調査(5年ごと、82年以前は3~4年ごと)をみると、68年から77年にかけて副業者数は100万人近く増加した(図表1)。70年代は2度の石油危機発生を受けて急激に景気が悪化した時期であり、所得の減少を補うために新たに副業を始める労働者が多かったとみられる。しかしその後、副業者数は減少へと転じ、02年以降は横ばい圏内で推移した。副業者比率(有業者数に占める副業者数の割合)も副業者数と似たような動きをしている。00年以降は4%前後と過去と比べて低い水準にとどまっております、副業が労働者の間に広く浸透していなかったことが分かる。

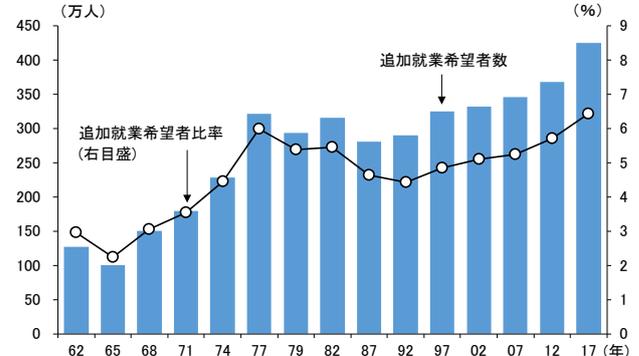
他方、副業を希望する労働者数は増加基調をたどった。同統計から追加就業希望者数の推移を確認すると、77年まで右肩上がりで増加した後、一時横ばい圏内での動きとなったものの、90年代後半からは再び増加傾向に戻っている(図表2)。追加就業希望者比率(有業者数に占める追加就業希望者数の割合)も直近17年は6.4%と、前回ピークである77年(6.0%)を上回っている。現在は副業をしていないが、副業はしたいと考える人が徐々に増えてきていたことが確認できる。

(図表1) 副業者数と副業者比率



(備考) 1. 副業者比率=副業がある者数/有業者数  
 2. 62年から74年の副業者数は沖縄県を除く数値  
 3. 総務省「就業構造基本調査」より作成

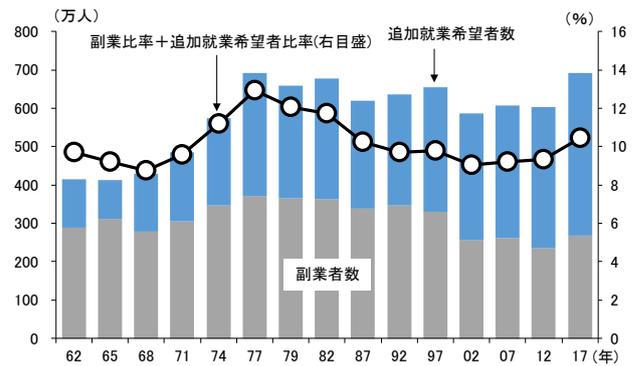
(図表2) 追加就業希望者数と同比率



(備考) 1. 追加就業希望者比率=追加就業希望者数/有業者数  
 2. 62年から74年の希望者数は沖縄県を除く数値  
 3. 総務省「就業構造基本調査」より作成

もつとも、副業者数に追加就業希望者数を加えても、直近17年で700万人弱にしか達しない。これは過去のピークである77年とほぼ同じ水準であり、特別高いともいえない(図表3)。また、副業者比率と追加就業希望者比率の合計は10.5%と、77年(12.9%)を下回っている。こうした点を踏まえると、副業を希望する労働者が増えてきたとはいえ、まだまだ世間一般に広まったとまでは言えない状況にあったと言えよう。

(図表3)副業者数と追加就業希望者数、同比率



(備考)1. 副業者数及び同比率、追加就業希望者数及び同比率については、図表1、図表2を参照  
 2. 62年から74年の副業者数とは沖縄県を除く数値  
 3. 総務省「就業構造基本調査」より作成

## (2) 副業者数の減少理由

では、なぜこれまで副業が労働者に広く浸透してこなかったのでしょうか。その要因を明らかにするため、副業者数を業種ごとに分け、87年から17年にかけての変化を見たのが図表4である。

(図表4)副業者数の変化(業種別、1987年→2017年)

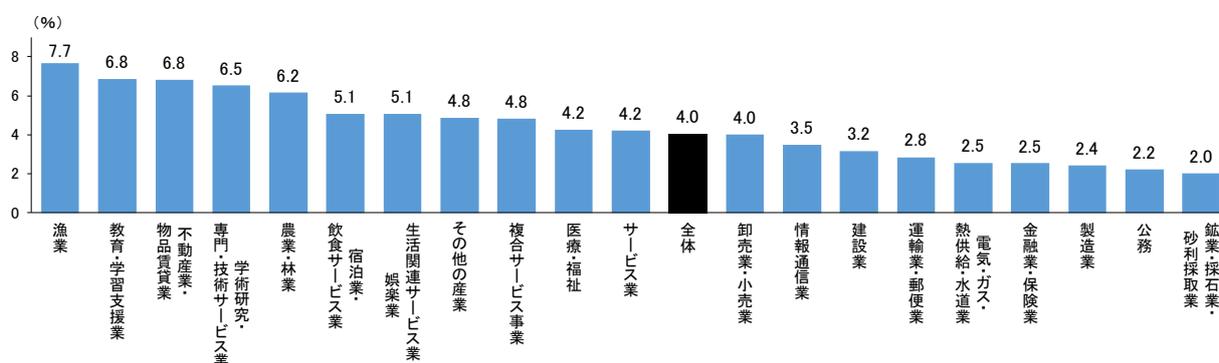
1987年	副業者数(万人)	2017年	副業者数(万人)	増減数
農林業	155.3	農業・林業	37.5	▲117.8
漁業	4.2	漁業	1.2	▲3.0
鉱業	0.2	鉱業・採石業・砂利採取業	0.0	▲0.2
建設業	22.2	建設業	8.5	▲13.7
製造業	23.7	製造業	15.3	▲8.4
電気・ガス・熱供給・水道業	0.3	電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	+0.5
運輸・通信業	5.8	情報通信業	6.1	+8.0
卸売・小売業・飲食店	43.0	運輸業・郵便業	7.6	
金融・保険・不動産業	20.9	卸売業・小売業	33.9	▲9.2
サービス業	56.3	金融業・保険業	1.5	▲2.3
		不動産業・物品賃貸業	17.1	
		学術研究・専門・技術サービス業	14.9	+63.0
		宿泊業・飲食サービス業	21.1	
		生活関連サービス業・娯楽業	12.8	
		教育・学習支援業	23.1	
		医療・福祉	24.5	
		複合サービス事業	1.2	
サービス業	21.8			
公務	3.9	公務	4.0	
その他の産業	3.3	その他の産業	15.0	+11.7
合計	339.0	合計	267.8	▲71.2

(備考)1. 一部業種では、87年と17年で分類が完全には一致しない。  
 2. 総務省「就業構造基本調査」より作成

87年から17年の30年間に副業者数は全体で71.2万人減少している。なかでも目立つのが農業を副業にする労働者数の減少であり、この間に117.8万人も減っている。87年当時、副業者の半数近くが農業を副業に選んでいた。しかし、農業の衰退が進む中で徐々に減少し、直近17年には副業者数全体の14%程度にまで低下している。その一方で、サービス業を副業とする労働者数はこの30年間で63.0万人も増加している。その他の産業（11.7万人増）や運輸・通信業（8.0万人増）と比較しても増加数は抜き出ている。全体では減少傾向にあった副業者数も業種別にみると、農業を副業とする労働者数が急減する中で、新たにサービス業が副業の受け皿となっていた姿が見て取れる。

次に、視点を変えて本業を業種別に分けてそれぞれの副業者比率を確認してみる。直近17年に副業者比率が最も高い業種は漁業（7.7%）であり、全体平均（4.0%）の倍近くも高い比率となっている（図表5）。それに教育・学習支援業（6.8%）や不動産業・物品賃貸業（6.8%）、宿泊業・飲食サービス業（5.1%）などのサービス業が続いている。逆に同比率が低い業種としては、鉱業・採石業・砂利採取業（2.0%）や、法律によって副業が原則禁止されている公務員を含む公務（2.2%）、製造業（2.4%）、金融業・保険業（2.5%）などが挙げられる。

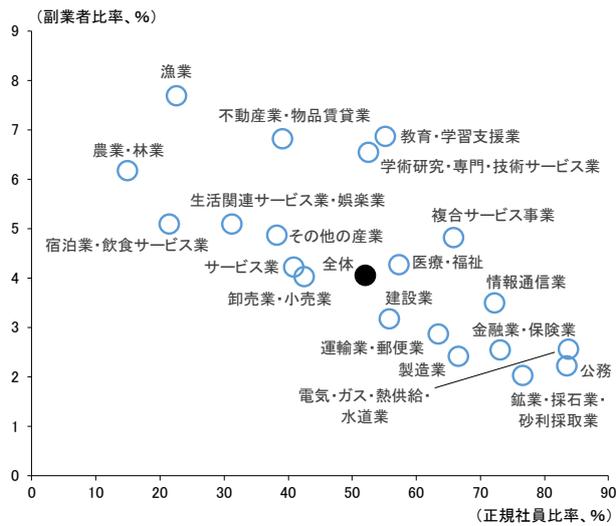
（図表5）本業の業種別にみた副業者比率（2017年）



（備考）総務省「就業構造基本調査」より作成

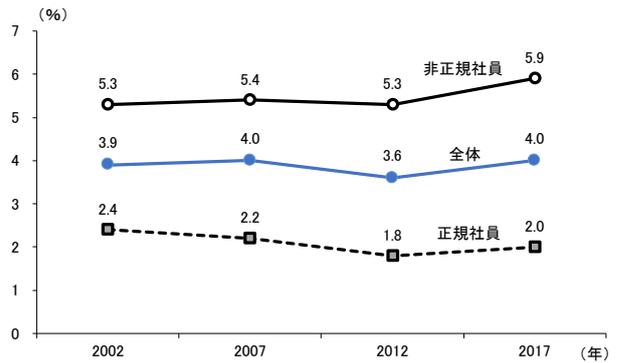
こうした本業の業種ごとにみた副業者比率の差は、雇用形態の違いが大きく影響しているとみられる。図表6は横軸を正規社員比率、縦軸を副業者比率として、業種別に分けたものである。これをみると正規社員比率が高い業種ほど副業者比率は低く、逆に正規社員比率が低い業種ほど副業者比率が高い関係にある。これは一般的に非正規社員の方が正規社員と比べて給与水準が低く、本業の所得を補うために副業に取り組んだことが影響している可能性が高い。実際、副業者比率を正規社員・非正規社員別に分けて推移をみると、非正規社員の方が正規社員よりも常に高くなっている（図表7）。特に正規社員の間で副業の浸透が遅れていたことが、副業全体の広がり足かせとなっていたことが分かる。

(図表6) 正規社員比率と副業者比率(2017年)



(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成

(図表7) 副業者比率(正規・非正規社員別)

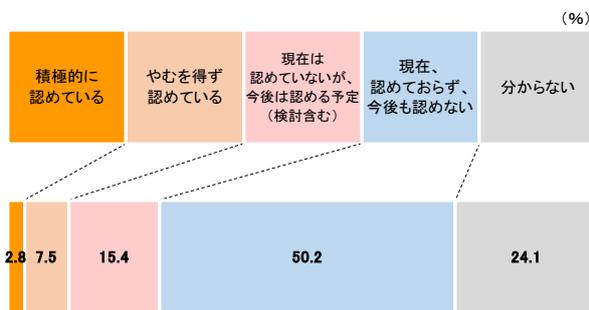


(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成

正規社員の間で副業が広まらなかった理由の一つに、多くの企業が社内制度上、副業を許可していなかったことによる影響が考えられる。帝国データバンクが17年2月に行ったアンケート調査によると、副業を「積極的に認めている」企業の割合は、2.8%とごくわずかであった(図表8)。「やむを得ず認めている」(7.5%)を加えても10.3%と、先述の副業者比率と追加就業希望者比率の合計(10.5%)とほぼ同じ水準にとどまっている。副業解禁に対する企業側の慎重姿勢が、正規社員における副業浸透を阻んできたと言えよう。

では、なぜ企業側は副業を容認することに慎重であったのか。労働政策研究・研修機構のアンケート調査によると、副業を許可しない理由として「過重労働となり、本業に支障をきたすため」(複数回答、82.7%)との回答が最も多く、それに「労働時間の管理・把握が困難になる」(同45.3%)や「職場の他の従業員の業務負担が増大する懸念」

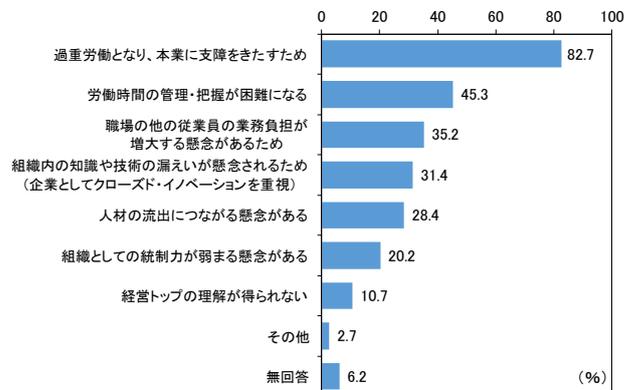
(図表8) 副業・兼業の導入状況(2017年)



(備考) 1. 有効回答企業数1万82社。調査期間は17年2月15日~28日

2. 帝国データバンク「特別企画：新型コロナウイルス感染症に対する企業の意識調査(2021年2月)」より作成

(図表9) 副業・兼業を許可しない理由(2018年)



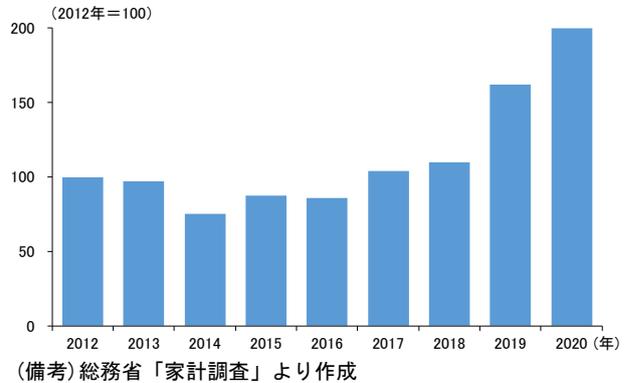
(備考) 1. 従業員の副業・兼業に関する意向について「副業・兼業の許可する予定はない」とする企業を対象に集計  
2. 回答社数1,714社。調査期間18年2月14日~3月2日、複数回答  
3. 労働政策研究・研修機構「多様な働き方の進展と人材マネジメントの在り方に関する調査(企業調査・労働者調査)」より作成

があるため」(同 35.2%)が続いている(図表 9)。制度設計の未整備とそれに伴う社員の負担増が企業側の懸念事項になっていたと言えよう。

## 2. 足元で急速に進む副業の活用

以上みてきたように、これまでなかなか労働者の間に浸透してこなかった副業であるが、こうした流れが 19 年を境に大きく変化してきている。総務省の家計調査を用いて、ここ数年における副業者数(二人以上世帯)の動きをみると、19 年から副業者数が急増し始め、20 年は 18 年の倍近くに達している(図表 10)。

(図表 10) 副業者数(二人以上世帯)



### (1) 政府による副業推進の流れ

足元における副業者数急増の背景にはいくつかの理由が考えられる。第一に、政府による副業への積極的な後押しが挙げられる。17 年 3 月に取りまとめられた「働き方改革実行計画」の中で、柔軟な働き方として副業・兼業の普及促進が示された。これを踏まえ、18 年 1 月に厚生労働省がモデル就業規則を改訂し、これまで副業・兼業を原則禁止としていた規定を削除した。さらに企業が副業・兼業に関するルールを明確化するための「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も合わせて策定された(図表 11)。多くの企業がこれらを参考に社内制度を作成していることを勘案すると、副業解禁の大きな後押しになった可能性が高いと言える。

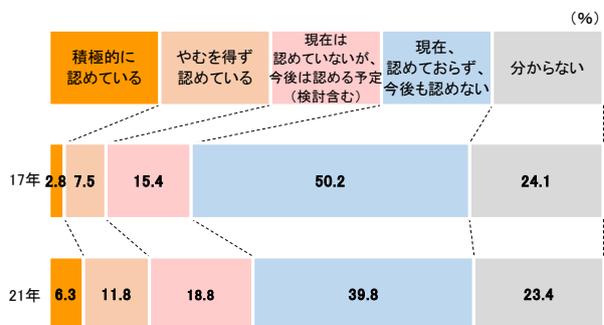
先述の帝国データバンクによるアンケート調査をみても、17 年調査から直近 21 年調査にかけて、副業を「積極的に認めている」企業の割合が 2.8%から 6.3%に、「やむを得ず認めている」企業の割合が 7.5%から 11.8%に、「現在は認めていないが、今後は認める予定(検討含む)」企業の割合が 15.4%から 18.8%にそれぞれ上昇している(図表 12)。副業に対する企業のスタンスが徐々に変化してきている姿が確認できる。

(図表 11) 副業・兼業の促進に関するガイドライン

1. 副業・兼業を認めるにあたって
STEP1 就業規則等の整備
2. 副業・兼業を始める前に
STEP2 副業・兼業に関する届出
STEP3 副業・兼業の内容の確認
STEP4 (A) 所定労働時間の通算(原則的な労働時間管理の方法)
(B) 管理モデルの導入(簡便な労働時間管理の方法)
3. 副業・兼業が始まったら
STEP5 (A) 所定外労働時間の通算(原則的な労働時間管理の方法)
(B) 管理モデルの実施(簡便な労働時間管理の方法)
STEP6 健康管理の実施

(備考) 厚生労働省資料より作成

(図表 12) 副業・兼業の導入状況(17年・21年)



(備考) 1. 21 年調査は、有効回答企業数 1 万 1,073 社、調査期間は 4 月 16 日~30 日。17 年調査は図表 8 参照  
2. 帝国データバンク「特別企画：新型コロナウイルス感染症に対する企業の意識調査(2021 年 2 月)」より作成

## (2) コロナ禍による残業代の減少

もう一つの理由として、コロナ禍における労働者の収入減少の影響が考えられる。厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査をみると、コロナ禍の20年の現金給与総額(月平均)は31万8,387円と、19年(32万2,381円)から3,994円(前年比1.2%減)も減少している(図表13)。同年の現金給与総額を細かく見ると、基本給にあたる所定内給与(489円増、前年比0.2%増)はわずかながら前年から増えているのに対し、残業代などが含まれる所定外給与(2,389円減、同12.1%減)と、ボーナスなどが含まれる特別給与(2,094円減、同3.6%減)が大きく落ち込み、全体の足を引っ張っていることが分かる。

(図表13)現金給与総額の内訳(月平均、事業所規模5人以上)

	現金給与総額			所定内給与			所定外給与			特別給与		
	実額 (円)	前年比 (%)	前年差 (円)									
2014年	315,157	0.5	1,549	240,124	▲ 0.3	▲ 723	19,650	2.9	554	55,383	3.2	1,717
2015年	315,608	0.1	451	240,844	0.3	720	19,768	0.6	118	54,996	▲ 0.7	▲ 388
2016年	317,606	0.6	1,999	241,567	0.3	723	19,669	▲ 0.5	▲ 99	56,371	2.5	1,375
2017年	319,251	0.5	1,644	242,775	0.5	1,208	19,767	0.5	98	56,709	0.6	338
2018年	323,373	1.3	4,122	244,717	0.8	1,942	19,906	0.7	138	58,750	3.6	2,042
2019年	322,381	▲ 0.3	▲ 991	244,472	▲ 0.1	▲ 245	19,746	▲ 0.8	▲ 159	58,163	▲ 1.0	▲ 588
2020年	318,387	▲ 1.2	▲ 3,994	244,961	0.2	489	17,357	▲ 12.1	▲ 2,389	56,069	▲ 3.6	▲ 2,094

(備考) 1. 14~19年までの所定内給与と所定外給与、特別給与の実額は前年比から計算  
 2. 14~19年までの現金給与総額は所定内給与と所定外給与、特別給与の積み上げ  
 3. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

なかでも特徴的なのが所定外給与の落ち込みである。コロナ禍における移動制限等によって、営業活動が十分できなかったことや、臨時休業を余儀なくされたことなどが残業代の減少に大きく影響したとみられる。実際、20年の現金給与総額の内訳を業種別にみると、生活関連サービス等(前年比33.2%減)や飲食サービス業等(同27.4%減)といった対面型サービス業における所定外給与の落ち込みが大きくなっている(図表14)。こうしたコロナ禍の残業代減少分を補うために、副業を新たに始める人が増えた可能性が高いと考えられる。

また、政府は20年7月に発表した成長戦略実行計画において、コロナ禍における多様な働き方の推進を目的に「兼業・副業の環境整備」を明記し、後押しを強めている。さらに、同年9月には「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改訂し、長時間労働の抑制や健康維持・確保のために必要となる副業の労働時間管理について、労働者による自己申告を認めることとした。こうした政府の積極的な取り組みにより、前掲図表9で挙げられた副業に対する企業の懸念事項の払拭が進み、それが前掲図表12にあるような企業のスタンス変化を生み出していると考えられる。

(図表 14)現金給与総額の内訳(業種別、2020年、月平均、事業所規模5人以上)

	現金給与総額		所定内給与		所定外給与		特別給与	
	実額 (円)	前年比 (%)	実額 (円)	前年比 (%)	実額 (円)	前年比 (%)	実額 (円)	前年比 (%)
鉱業、採石業等	385,872	▲ 2.9	284,561	▲ 2.0	29,639	5.9	71,672	▲ 9.4
建設業	417,398	0.3	316,712	1.0	24,842	▲ 7.2	75,844	0.3
製造業	377,584	▲ 3.4	277,822	▲ 0.2	25,719	▲ 19.4	74,043	▲ 8.0
電気・ガス業	566,175	0.4	381,774	▲ 1.5	52,858	2.6	131,543	5.4
情報通信業	491,153	▲ 0.3	352,782	0.2	31,116	▲ 3.3	107,255	▲ 0.9
運輸業・郵便業	343,692	▲ 4.8	253,135	▲ 1.5	40,068	▲ 8.1	50,489	▲ 17.3
卸売業・小売業	282,486	0.1	223,145	1.1	11,052	▲ 11.0	48,289	▲ 1.3
金融業・保険業	486,467	1.1	345,117	0.4	24,529	1.2	116,821	3.1
不動産・物品賃貸業	359,726	2.9	273,887	4.1	16,886	▲ 6.6	68,953	0.7
学術研究等	475,428	▲ 1.2	348,707	▲ 0.9	24,433	▲ 8.9	102,288	▲ 0.3
飲食サービス業等	117,574	▲ 5.9	106,409	▲ 3.4	5,406	▲ 27.4	5,759	▲ 23.5
生活関連サービス等	204,872	▲ 2.5	181,231	1.2	6,443	▲ 33.2	17,198	▲ 19.4
教育・学習支援業	378,120	1.1	287,668	1.2	5,589	▲ 5.3	84,863	1.1
医療・福祉	299,366	0.2	239,499	0.8	13,257	▲ 9.3	46,610	0.4
複合サービス事業	369,395	▲ 3.2	273,887	▲ 1.3	16,835	▲ 8.5	78,673	▲ 7.7
その他のサービス業	255,214	▲ 2.0	207,331	▲ 0.3	15,986	▲ 11.6	31,897	▲ 7.2
全体平均	318,387	▲ 1.2	244,961	0.2	17,357	▲ 12.1	56,069	▲ 3.6

(備考)厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

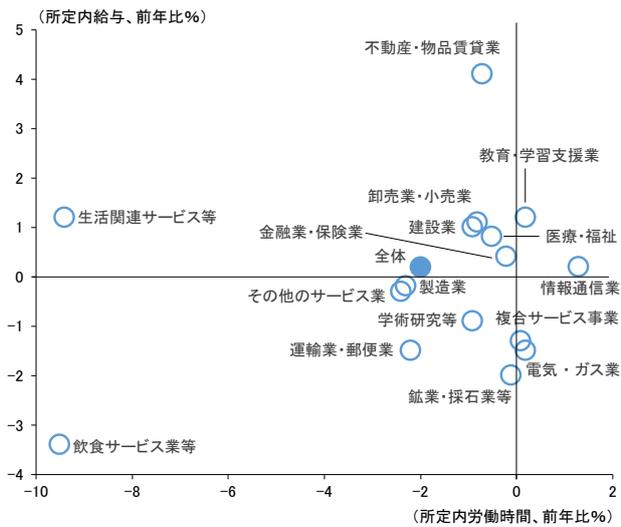
### 3. 副業とテレワークを組み合わせた働き方

では、ワクチン接種の進展による集団免疫の獲得や、有効な治療法の確立などによってコロナの問題が収束すれば、残業代は再び戻ってくるのだろうか。足元では感染力の強い変異株（デルタ株）が猛威を振るっており、コロナ禍がさらに長期化する可能性が高まっている。このため、人々の生活スタイルもコロナ前へ完全に戻るとは考えにくく、これに合わせて労働者の働き方も不可逆的な変化を遂げ、コロナ禍で一度減った残業代が元の水準まで回復しない可能性もある。

#### (1) 残業代と残業時間の関係

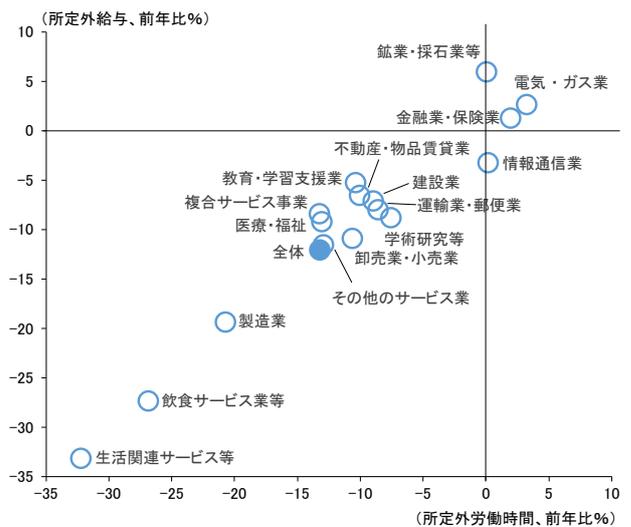
このように残業代の減少を中心とした所得への下押し圧力が今後も予想される環境下においては、「副業」と「テレワーク」を組み合わせた新しい働き方が鍵となるかもしれない。図表 15 は、20年の所定内労働時間と所定内給与の前年比を、図表 16 は所定外労働時間と所定外給与の前年比を、それぞれ業種別に分けたものである。これをみると、所定内労働時間と所定内給与の間には明確な関係性が見られない一方、残業代などが含まれる所定外給与と所定外労働時間の間には、残業時間が減れば残業代も減少するという関係性が確認できる。

(図表 15) 所定内労働時間と所定内給与の関係



(備考) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

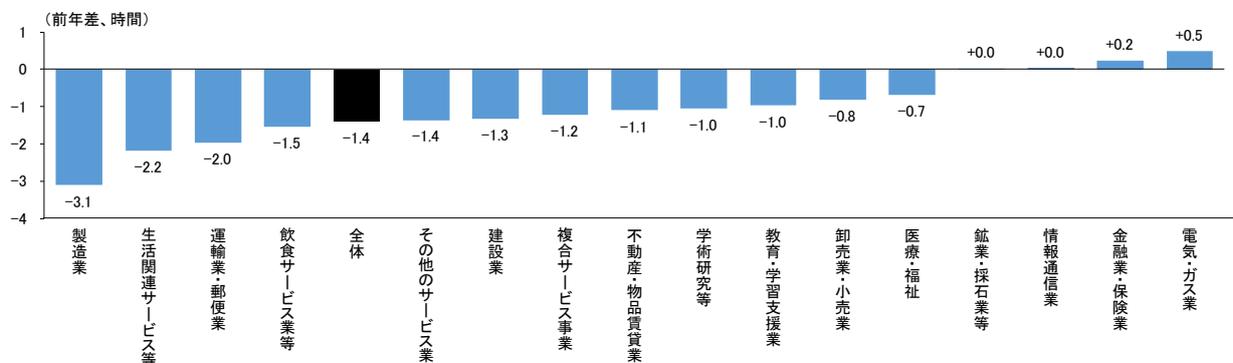
(図表 16) 所定外労働時間と所定外給与の関係



(備考) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

コロナ禍で残業代が減っている労働者は、同時に残業時間が減ったことによってコロナ前よりも自由に使える時間が増えている可能性が高い。実際にどれくらいの残業時間が削減されているのかを確認したのが図表 17 である。コロナ禍の 20 年は全体平均で月 1.4 時間、前年から所定外労働時間が減少している。業種別にみると、製造業（前年差：3.1 時間減）の減少時間が最も大きく、緊急事態宣言の発令等によって工場の操業が一時停止となったことなどが影響している。その他、大幅な減便を余儀なくされている航空業界などが含まれる運輸業・郵便業（同 2.0 時間減）や、移動制限の影響を受けやすい生活関連サービス等（同 2.2 時間減）と飲食サービス業等（同 1.5 時間減）が全体平均を上回る減少となっている。その一方で、電気・ガス業（同 0.5 時間増）や金融業・保険業（同 0.2 時間増）などエッセンシャルワーカーが含まれる業種では、残業時間が僅かながら前年より増えている。また、コロナ禍における旺盛なデジタル需要を受けて、情報通信業（同 0.0 時間増）の所定外労働時間も底堅い動きとなっている。

(図表 17) 一人当たり所定外労働時間の変化(月平均、19 年→20 年)



(備考) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

さらに 20 年に日本全体でどれくらいの残業時間が削減されたのかを計算したのが図表 18 である。先述の一人あたり残業時間の減少分に、労働者数を乗じて所定外労働時間

の減少分の総額（所定外総労働時間）を求めると、全体では1か月あたり7,177万時間（労働者数換算で44.9万人）もの労働力が削減されたことになる。なかでも、労働者数の多い製造業（所定外総労働時間：2,515万時間、労働者数換算：15.7万人）や、卸売業・小売業（同766万時間、同4.8万人）、一人あたりの所定外労働時間の減少分の大きい飲食サービス業等（同722万時間、同4.5万人）や、運輸業・郵便業（同623万時間、同3.9万人）といった業種において、コロナ前よりも自由に使える時間がより多くなっていることが分かる。

(図表 18) 所定外総労働時間の減少分(19年→20年)

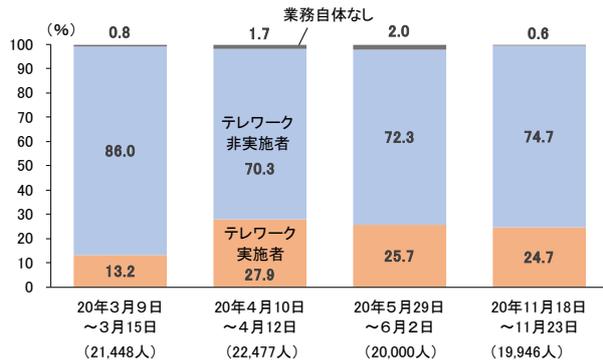
	一人あたりの 所定外 労働時間 (減少分)	労働者数	所定外 総労働時間 (減少分)	1か月あたりの 労働者数換算
	(時間)			(万人)
	①	②	①×②	$\frac{① \times ②}{(8時間 \times 20日)}$
鉱業・採石業等	0.0	1	0	0.0
建設業	▲ 1.3	280	▲ 369	▲ 2.3
製造業	▲ 3.1	810	▲ 2,515	▲ 15.7
電気・ガス業	0.5	25	12	0.1
情報通信業	0.0	158	5	0.0
運輸業・郵便業	▲ 2.0	318	▲ 623	▲ 3.9
卸売業・小売業	▲ 0.8	950	▲ 766	▲ 4.8
金融業・保険業	0.2	137	31	0.2
不動産・物品賃貸業	▲ 1.1	79	▲ 87	▲ 0.5
学術研究等	▲ 1.0	150	▲ 157	▲ 1.0
飲食サービス業等	▲ 1.5	470	▲ 722	▲ 4.5
生活関連サービス等	▲ 2.2	169	▲ 370	▲ 2.3
教育・学習支援業	▲ 1.0	337	▲ 329	▲ 2.1
医療・福祉	▲ 0.7	768	▲ 528	▲ 3.3
複合サービス事業	▲ 1.2	47	▲ 57	▲ 0.4
その他のサービス業	▲ 1.4	431	▲ 588	▲ 3.7
全体	▲ 1.4	5,130	▲ 7,177	▲ 44.9

(備考) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

## (2) 「副業×テレワーク」による副業収入の試算

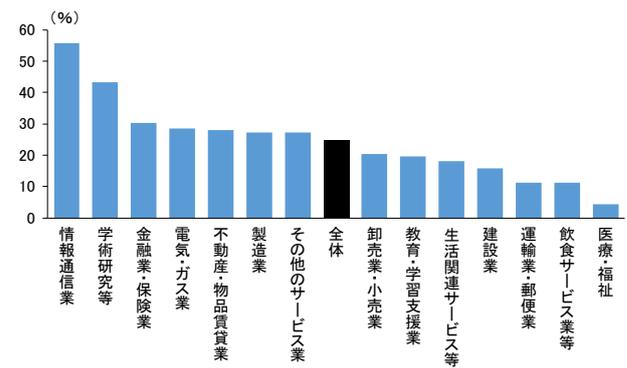
そしてコロナ禍においても一つ大きく進んだのがテレワークである。感染拡大防止の切り札として、官民挙げてテレワークの推進が図られ、これまで及び腰であった企業でもコロナ禍に後押しされる形で、半ば強制的に導入が進んだ。パーソル総合研究所のアンケート調査によると、緊急事態宣言が初めて発出された20年4月のテレワーク実施率は27.9%と、発出前の20年3月の13.2%から急上昇している(図表19)。その後の調査でやや低下しているものの、それでも最新の20年11月調査における同実施率は24.7%とコロナ前と比べて高い水準を維持している。直近の20年11月調査の同実施率を業種別にみると、コロナ前からテレワークの普及がすでに進んでいた情報通信業(55.7%)が最も高く、それに学術研究等(43.2%)や金融業・保険業(30.2%)が続く(図表20)。他方、対面型サービスが中心となる飲食サービス業等(11.1%)や医療・福祉(4.3%)では、テレワークの導入が遅れていることが分かる。

(図表 19)テレワーク実施率の推移



(備考) 1. カッコ内の数値は調査対象者である従業員数 10 人以上の勤務先の正社員数  
 2. パーソル総合研究所「新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」より作成

(図表 20)テレワーク実施率(20年11月、業種別)



(備考) 1. 調査対象者は従業員数 10 人以上の正社員 19,946 人  
 調査期間は 20 年 11 月 18 日～23 日  
 2. パーソル総合研究所「新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」より作成

このテレワークの進展によるメリットの一つとして通勤時間の削減が挙げられる。総務省の社会生活基本調査(16年)をみると、通勤・通学時間(平日)は全国平均で往復79分となっている。テレワークを利用して在宅勤務を行えば、この通勤時間をそのまま削減し自由に使える時間に変えることができる。

そこで以下では、本業が出勤と在宅テレワークの組み合わせ、副業を在宅テレワークのみで行うと想定した上で、コロナ前の19年の残業時間と通勤時間を含めた総労働時間を変化させることなく、どれくらい副業で所得を増やすことができるのかを業種別に試算してみた(図表21)。

(図表 21)「副業×在宅テレワーク」による副業収入の増加額(月平均)

(単位:円)		副業														
		建設業	製造業	電気・ガス業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産・物品賃貸業	学術研究等	飲食サービス業等	生活関連サービス等	教育・学習支援業	医療・福祉	その他のサービス業	全体平均
■:1万円以上	建設業	11,370	10,722	15,021	13,615	9,832	9,877	14,129	11,138	13,780	7,111	9,193	13,846	10,382	9,002	10,610
■:2万円以上	製造業	21,411	20,191	28,286	25,638	18,515	18,600	26,607	20,973	25,948	13,391	17,312	26,073	19,550	16,951	19,980
■:3万円以上	電気・ガス業	14,581	13,750	19,262	17,460	12,608	12,666	18,119	14,283	17,671	9,119	11,789	17,755	13,313	11,544	13,606
	情報通信業	30,521	28,781	40,321	36,547	26,392	26,513	37,927	29,897	36,989	19,089	24,678	37,166	27,868	24,164	28,481
	運輸業・郵便業	10,291	9,705	13,596	12,323	8,899	8,940	12,788	10,081	12,472	6,436	8,321	12,532	9,397	8,148	9,603
	卸売業・小売業	12,937	12,199	17,091	15,491	11,187	11,238	16,076	12,672	15,678	8,091	10,460	15,753	11,812	10,242	12,072
	金融業・保険業	16,103	15,185	21,274	19,283	13,925	13,989	20,011	15,774	19,516	10,071	13,020	19,609	14,704	12,749	15,027
	不動産・物品賃貸業	17,612	16,608	23,267	21,090	15,230	15,300	21,886	17,252	21,344	11,015	14,241	21,447	16,081	13,944	16,435
	学術研究等	25,900	24,424	34,216	31,014	22,396	22,499	32,185	25,371	31,389	16,199	20,942	31,539	23,649	20,505	24,169
	飲食サービス業等	9,301	8,771	12,287	11,137	8,042	8,079	11,558	9,111	11,272	5,817	7,520	11,326	8,492	7,363	8,679
	生活関連サービス等	14,438	13,615	19,074	17,289	12,485	12,542	17,942	14,143	17,498	9,030	11,674	17,582	13,183	11,431	13,473
	教育・学習支援業	12,796	12,067	16,905	15,323	11,065	11,116	15,902	12,535	15,508	8,003	10,347	15,583	11,684	10,131	11,941
	医療・福祉	3,794	3,578	5,012	4,543	3,281	3,296	4,715	3,717	4,598	2,373	3,068	4,620	3,464	3,004	3,541
	その他のサービス業	17,778	16,765	23,486	21,288	15,373	15,444	22,092	17,415	21,545	11,119	14,375	21,649	16,233	14,075	16,590
	全体平均	16,479	15,540	21,771	19,733	14,250	14,315	20,478	16,142	19,971	10,307	13,324	20,067	15,047	13,047	15,378

(備考) 1. 残業時間は19年から20年にかけての変化分を、通勤時間の減少分は1か月の通勤時間(79分×20日間)にテレワーク実施率を乗じて算出。新たに自由に使えるようになった時間は、残業時間の変化分と通勤時間の減少分の合計  
 2. 副業収入は20年の所定内給与を所定内労働時間で除して、時給換算したものを使用  
 3. パーソル総合研究所「新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

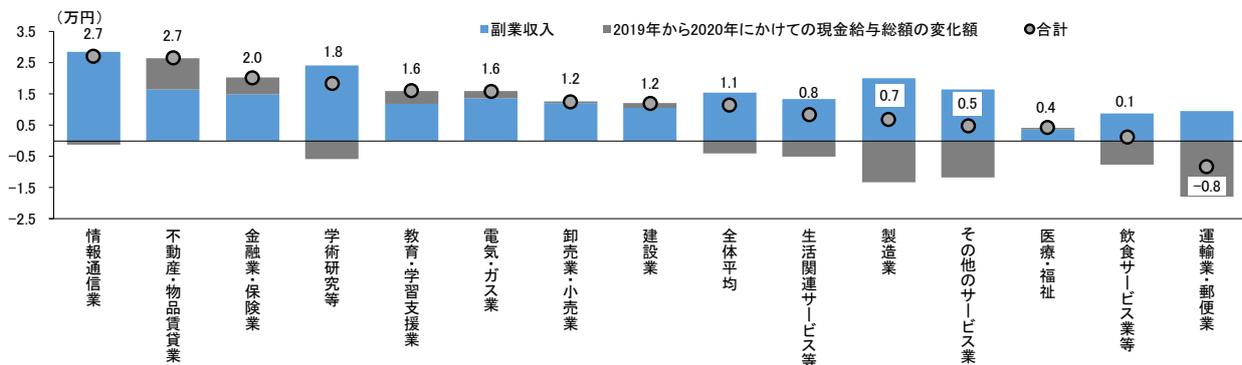
これをみると、本業と副業の組み合わせによって副業収入も大きく左右され、最も収入の高い組み合わせが「情報通信業×電気・ガス業」(40,321円)、最も低い組み合わせが「医療・福祉×飲食サービス業等」(2,373円)となり、全体平均では15,378円の収入が見込めることが分かった。

さらに細かく見ると、本業が情報通信業の場合における副業収入の増加額(全体平均:28,481円)が最も大きくなっている。コロナ前からすでにテレワークの活用が進んでいたため、テレワーク実施率(55.7%)が他業種と比べて群を抜いて高いことが影響しており、なかでも副業に電気・ガス業(40,321円)、金融業・保険業(37,927円)、教育・学習支援業(同37,166円)を選んだ場合の収入増加幅が大きい。一方で、生活関連サービス等はテレワーク実施率(18.0%)こそ低いものの、コロナ禍の影響で営業活動が制限されたことなどから残業時間が大幅に減り、自由に使える時間が増えている。そのため、テレワーク実施率が生活関連サービス業より少し高い教育・学習支援事業(19.6%)よりも、全体平均の副業収入(生活関連サービス等:13,437円、教育・学習支援事業11,941円)が大きくなっている。

逆に副業側からみると、所定内賃金を所定内労働時間で除した時給換算では、電気・ガス業(時給換算:2,755円)や、金融業・保険業(同2,591円)、教育・学習支援業(同2,539円)などが高くなっており、副業に充てることができる時間が同じであれば相対的に高い収入を期待できることになる。

そしてこの副業収入の試算結果とコロナ禍における現金給与総額の変化額(19年から20年の変化額)を比較すると、本業が運輸業・郵便業以外の業種はどれも副業を始めることによって、コロナ前よりも所得が増えることになる(図表22)。もっとも当該試算はラフなものであり、実際には個々の企業の状況や労働者の職種、労働者の居住場所などによって、副業収入も上下する点には留意する必要がある。

(図表 22) 本業別にみた副業収入とコロナ禍の所得変化の比較



(備考) 1. 図表中の数値は、合計を示す  
 2. パーソル総合研究所「新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

### (3) 求められる環境整備と労働者の順応

以上みてきたように、政府による後押しにコロナ禍の移動制限措置などが重なったことで、これまで遅々として進んでこなかった副業が大きな転換点を迎えつつある。労働者からすれば、副業を始めることによって労働時間が増え、結果として余暇時間が削られてしまうという懸念がある。ただ、副業とテレワークをうまく組み合わせることができれば、残業時間と通勤時間を含めた総労働時間を変化させることなく、所得を増やすことが可能になるかもしれない。また、副業であれば安定収入が見込める本業を続けながら、所得を増やすことができるという一種の安心感もある。

企業側にもメリットがある。コロナショックで景気が急激に悪化する中であっても、日本では人手不足の状態が続いており、とりわけ地方企業や中小企業では必要な人材の確保が難しくなっている。かかる状況下、副業と同時に場所を選ばず仕事ができるテレワークの活用が進めば、質の高い労働力確保への道筋も見えてくることになろう。

企業はコロナ禍において半ば強制的に導入が進んだテレワークを良い機会と捉え、副業と上手に組み合わせることによって、自社の生産性を高めていく必要がある。そしてこうした流れを止めないためにも、政府と企業にはより一層の環境整備が求められる。また、労働者側もこうした新しい働き方に順応していかなければならない。

以上  
(鹿庭 雄介)

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、当研究所が信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。  
なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

【内外経済・金融動向バックナンバーのご案内】

号 数	題 名	発行年月
N o. 30-4	「住宅市場の現状と今後の見通し」 －既存の住宅ストックの有効活用が一段と重視される方向へ－	2018年10月
N o. 30-5	「米中貿易摩擦とその影響」 －最終的には米中経済双方に悪影響が大きい－	2018年12月
N o. 30-6	「相続に伴う預金の地域間流出入」 －各都道府県の死亡状況、親の家族構成・子供世帯の所在地分布、保有預金残高から試算－	2018年12月
N o. 30-7	「輸出の現状と先行き展望」 －短期的なリスク要因はあるものの中長期的な将来に向け拡大基調が続こう－	2019年3月
N o. 2019-1	「全人代後の中国経済」 －様々な景気対策を導入して米中貿易摩擦の悪影響を回避－	2019年4月
N o. 2019-2	「高齢者の暮らし向き・生活様式の実態を探る」 －高齢者の就業構造・収支状況・日常生活行動や入院・介護等のリスクを考察－	2019年7月
N o. 2019-3	「欧州経済の現状と先行き展望」 －地域固有の懸念材料も散見され、今後の動向には注意を要する－	2019年8月
N o. 2019-4	「米中貿易摩擦と中国の対応」 －試される習近平政権の危機管理－	2019年11月
N o. 2019-5	「中小企業の経営状況と生産性の規模別比較」 －税務・財務等の各種統計からみた日本企業の収益状況の推移－	2019年12月
N o. 2020-1	「地域別の住宅の現状と展望」 －25年度上期までの地域別の住宅建築戸数を推計－	2020年5月
N o. 2020-2	「新型コロナ発生後の個人消費の動向と見通し」 －感染拡大への懸念がくすぶるなか、サービス関連を中心に低迷が続く－	2020年7月
N o. 2020-3	「海外経済の現状と当面の見通し」 －コロナショックからの世界経済回復の道のりを考える－	2020年8月
N o. 2020-4	「コロナ禍の地域経済への影響」 －外出自粛・休業要請の影響が大きい個人向けサービス産業を中心に考察－	2020年8月
N o. 2020-5	「日本経済の中期展望」 －20～24年度の年平均成長率は名目1.0%、実質0.4%と予測－	2020年11月
N o. 2020-6	「海外経済に揺さぶられる新興国」 －付加価値ベースでみた輸出から分かる新興国経済への影響－	2020年12月
N o. 2020-7	「コロナ禍の雇用情勢と労働市場の課題」 －過剰雇用は解消へ向かうも、雇用のミスマッチ解消が必要－	2020年12月
N o. 2020-8	「為替相場の現状と展望」 －ここ数年のトレンドに反し、振れの大きい動きを示す可能性も－	2021年3月
N o. 2021-1	「コロナ回復期にある日本の設備投資の持続性」 －リーマンショック時との比較や資産別、業種別にみて分かること－	2021年5月
N o. 2021-2	「日本の経済主体別にみた資金需給と金融資産・負債の動向」 －コロナ禍における部門間の資金流出入（資金循環）・各部門の資金過不足の状況を考察－	2021年5月
N o. 2021-3	「国際商品市況の見通し」 －今後の相場動向いかんでは、国内景気の押下げ要因に－	2021年9月
N o. 2021-4	「コロナ禍の人流の動向と地域間の人口移動の状況」 －地方移住の本格化には“転職なき移住”の実現が重要－	2021年9月
N o. 2021-5	「コロナ禍での副業活用による収入増加の可能性」 －テレワークと組み合わせれば、多くの業種がコロナ前の所得水準を上回る－	2021年9月

\* バックナンバーは、信金中央金庫 地域・中小企業研究所ホームページからご覧いただけます。  
(<https://www.scbri.jp>)

## 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 活動状況 (2021年8月実績)

### ○レポート等の発行状況

発行日	レポート分類	通巻	タイトル
21.8.4	内外金利・為替見通し	2021-5	物価の基調は弱く、日銀は当分の間、超緩和策を継続しよう
21.8.10	金融調査情報	2021-12	SMB C日興証券株式会社の「プロボノワーク制度」
21.8.10	金融調査情報	2021-13	城南信用金庫におけるオンラインを用いた理事長と全職員との座談会について
21.8.10	金融調査情報	2021-14	住友生命保険相互会社の「生産性評価制度」
21.8.11	ニュース&トピックス	2021-35	2021年7月末の預金・貸出金動向(速報) —信用金庫の預金は3.7%増、貸出金は3.0%増に—
21.8.18	経済見通し	2021-2	実質成長率は21年度3.1%、22年度2.7%と予測—デルタ型ウイルスの感染拡大で経済活動の正常化は後ずれ—
21.8.24	金融調査情報	2021-15	住友生命保険相互会社の女性活躍への取り組み
21.8.24	ニュース&トピックス	2021-37	信用金庫の未利用口座管理手数料の導入動向
21.8.24	ニュース&トピックス	2021-38	信用金庫の店舗内店舗の実施動向
21.8.30	産業企業情報	2021-6	信用金庫の視点でひも解く2021年版中小企業白書・小規模企業白書—新型コロナウイルス感染症拡大を受けた中小企業と小規模事業者—

### ○講演等の実施状況

実施日	講演タイトル	主催	講演者等
21.8.25	信用金庫の新しいビジネスモデル	湘南信用金庫	刀禰和之
21.8.26	世界経済の動向について	多摩信用金庫	角田 匠
21.8.31	信用金庫における預貸利鞘の決定要因	神戸大学経済経営研究所	品田雄志

<信金中央金庫 地域・中小企業研究所 お問い合わせ先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号

TEL: 03-5202-7671 (ダイヤルイン) FAX: 03-3278-7048

e-mail: s1000790@FaceToFace.ne.jp

URL <https://www.shinkin-central-bank.jp/> (信金中央金庫)

<https://www.scbri.jp/> (地域・中小企業研究所)